

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年6月23日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第20号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。
- 第9条の次に次の1条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第9条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

- 2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

第10条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第10条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わな

かったとき。

- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第8条、第9条の2及び第10条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。